美郷南学園

運動部活動の運営方針

令和３年４月

美郷南学園

**方針策定の趣旨等**

　〇　学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、運動部顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

　　　その一方で、部活動以外の放課後や休日の過ごし方も含めた多様な経験を積む機会や、効率的に時間を使えるように科学的トレーニングを取り入れた効果的な練習の導入の必要性、さらには「学校における働き方改革」の中で部活動指導時間が課題となっている現状を踏まえ、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

　〇　「美郷南学園における運動部活動の運営方針（以下「本方針」）」は、本校における義務教育段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

　　・　知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

　　・　生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

* 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

　〇　学校は、県教育委員会、美郷町教育委員会の方針に則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

**１　適切な運営のための体制整備**

**（１）運動部活動の方針の策定等**

ア　学校は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び宮崎県教育委員会「宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」、美郷町教育委員会「美郷町運動部活動の運営方針」を踏まえ、本方針を策定する。

　　イ　校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

　　ウ　校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

**（２）指導・運営に係る体制の構築**

ア　校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適切な数の運動部を設置する。

　　イ　校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

　　ウ　校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

　　エ　校長は、法令に則り、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成２９年１２月２６日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成３０年２月９日付け２９文科初第１４３７号）」を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

**２　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組**

**（１）適切な指導の実施**

ア　校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成２５年５月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

　　イ　運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

　　　　また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

**（２）運動部活動用指導手引の活用**

　　ア　運動部顧問は、運動部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体が作成した指導手引を活用して、２（１）に基づく指導を行う。

**３　適切な休養日等の設定**

ア　運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

|  |
| --- |
| 【休養日】  **①　学期中は、基本的に週当たり２日以上の休養日を設ける。**  **☆　月曜日はリフレッシュデーとし、部活動は行わない。**  **☆　土日は原則として、どちらか１日を休養日とする。**  **☆　第３日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しな　　い。**  ※　大会、練習試合、合同練習等でどうしても休養日を設けることができない場合は、他の曜日に振り返る。  　②　長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。  　③　定期試験前の３日間は、原則として部活動を実施しないこととする。  【活動時間】  　①　１日の活動時間は、早朝の練習は自粛し、学期中の平日では２時間、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は３時間とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。  **※　但し、下校時のバスの時間に合わせることについて、これにあたらない。** |

　　イ　校長は、１（１）に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、「美郷町運動部活動の運営方針」に則り、３アの基準を踏まえた各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

　　ウ　校長は、休養日及び活動時間等を設定する際は、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、地域他校との同一競技種目の運動部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めるものとする。

　　エ　活動の際は、熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の対策を講じることとする。

**４　生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備**

**（１）生徒のニーズを踏まえた運動部の設置**

ア　校長は、生徒の１週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあるとともに、生徒の運動・スポーツに関するニーズは競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障がいのある生徒等も含めて潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

　　　　具体的には、より多くの生徒の運動の機会の創出が図られるよう、スポーツ少年団指導者と連携した活動、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

　　イ　学校は、生徒数の関係で、単一の学校では特定の協議の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

**（２）地域との連携**

　　ア　校長は、地域と連携し、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、国や県の動向も踏まえ、学校や地域の実態に応じて、地域スポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

　　イ　校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考えの下でこうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

**５　学校単位で参加する大会等の見直し**

　ア　校長は、「美郷町運動部活動の運営方針」を踏まえ、大会参加の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度にならないことを考慮して参加する大会等を精査する。